

令和 5 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時

令和5年3月24日（金）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1番委員	若 林 喜美代
2番委員	宮 西 寛
3番委員	吉 岡 洋 子
4番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
参事（兼）学校教育課長（以下参事学課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
歴史博物館長	小 林 秀 樹
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	松 尾 信 子
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
市民文化部文化スポーツ課副参事兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶

6. 会議録署名者指名

1 番委員（ 若林 喜美代 委員 ）

2 番委員（ 宮西 寛 委員 ）

7. 会議録の承認

第 1 回臨時会、2 月定例会

8. 教育長報告

教育長 （令和 5 年 3 月定例会教育長報告に基づき報告）

教育部長 （令和 5 年 3 月亀山市議会定例会内容報告）
（質問はなく、教育長報告を終わる。）

9. 議案

教育長 議案第 9 号「亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第 9 号「亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正について」であります。提案理由としましては、令和 5 年 4 月 1 日より施行される博物館法の一部改正に伴う亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正について委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、歴史博物館長より説明します。

（資料に基づき説明）

（異議はなく、議案第 9 号は可決される。）

教育長 議案第 10 号「亀山市立図書館ボランティア活動要綱の制定について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第 10 号「亀山市立図書館ボランティア活動要綱の制定について」であります。新図書館の図書館ボランティア活動にかかる亀山市立図書館ボランティア活動要綱を制定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、図書館長より説明します。

(資料に基づき説明)

宮村委員

今までボランティア関連の例規が定められていなかったとの説明であったが、その中で第7条第2項の登録の取り消しについて、従前からこのような運用を行っていたのか。あくまでボランティアなので、1年活動がなかったから取り消すというのは少し上から目線の感を受ける。適切な活動を行わないボランティアについて登録を取り消すのは理解できるが、この条文は、なくてもいいのではないか。ボランティアは自分の都合のいい時に行うものであって、例えば家の都合で1年間活動が出来ない方もみえるのではないか。

2点目として、第12条の保険について、社会福祉協議会等の保険を想定しているとのことであるが、それぞれが加入することが一般的であるのか。

図書館長

図書館ボランティアについて、従来、要綱は定めていませんでしたが、内規にて運用を行っていました。1点目については、委員ご指摘のとおり、1年間活動が無かったボランティアについて登録を取り消すものですが、今までに事例があったため、今回定めさせていただくものです。

2点目について、全市町を確認したわけではありませんが、市側でボランティア保険に加入するなど様々な形態があると認識しています。ただ、現状はいくつかのボランティア団体が社会福祉協議会の保険に加入している実態があり、その状況から、第12条のとおりとさせていただきます。

宮村委員

活動実績について再度伺う。いままでの内規による運用でも、やはり1年以上実績のない場合は登録を取り消していたのか。

図書館長

ボランティア活動の中で、年度途中で申し出ていただいた団体につきましては、今年度は実績がないので来年度以降に予算要求させていただく話をさせていただいています。

宮村委員

今までの話をお聞きすると、ボランティア団体の中から様々な人がボランティアに来ていただき、保険もその中で運用しているように理解した。であれば、取り消しについても、その団体に任せばいいのではないか。若しくは団体として入っていただくといったもう少し緩やかな運用でいいのではないかと感じる。ボランティアの参加状況はどのようなものか。あまり多くないのであれ

ば、やはり緩やかな運用でいいと思うが、如何か。

図書館長

新規のボランティアについては少ない状況です。特に個人のボランティアに関する規定がなかったため、今回整理をさせていただきました。ご指摘の第7条第2項については整理させていただきます。

参事生課長

今回の要綱については、今までは団体のボランティアについて内規にて運用を行っていましたが、新図書館になり、個人の手続きについても新たに定めたものとなっています。登録の取り消しについては、その団体について一定期間の活動がない場合は登録を取り消すといった運用から、今回の取り消しの規定を設けています。この取り消しを個人まで適用するかどうかについては、委員ご指摘のとおり、事情によっては活動できない場合もありますし、少し精査検討をさせていただきたいと思います。

教育長

一人でもボランティアというのか。

図書館長

そのとおりです。

教育長

個人の方が都合で1年以上活動できない場合は十分に想定される。その中で1年活動が無かったから登録を取り消すというのは、やはり難しいのではないか。

教育部長

規定としてはこのとおりである一方で、個人で何らかの事情がある場合は、事前に図書館と協議をして一旦活動を休止する等対応をとることになるかと考えます。杓子定規に1年活動が無かったから取り消しといった事がないように配慮は行っていきたいと思います。

教育長

せっかくいいムードで図書館の運営が行われている中で、そのムードが続くように行っていただきたい。宮村委員のご指摘については、やはり上から目線に感じられたということなので、事務局は真摯に受け止めていただきたい。この内容については検討いただきたい。この要綱は4月から運用であるのか。

図書館長

4月1日から運用したいと考えています。

参事生課長

この要綱については4月1日からの施行に向けて市法務部局の審査も受けていますが、本日の内容を教育委員会の意見として共有させていただき、対応させていただきたいと思います。

宮村委員

あくまで「できる」規定であるため、運用上で対応を行えばいいような気もするが。正味1年で取り消すのは如何かと思う。

参事生課長 委員ご指摘のとおり「できる」規定であるため、必ず取り消すというものでありませんが、印象等を含め再度検討させていただき、対応させていただきます。

教育長 では、この部分については事務局に検討をお願いし、最終的には私に一任いただくことでいいか。

委員全員 異議なし
(ほかに質問、異議等なく議案第10号は可決される。)

教育長 議案第11号「亀山市関地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第11号「亀山市関地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について」であります。加太小学校の通学にかかる補助金の対象範囲変更に関し、亀山市関地区遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)

宮村委員 今回追加される区域の児童は、一定の通学距離があるといった従前規定での要件を満たしていないのか。

総務課長 満たしていません。

宮村委員 では、今回新たに教育委員会が認めたということで対象とするということか。

総務課長 はい。そのとおりです。

(異議はなく、議案第11号は可決される。)

教育長 議案第12号「亀山市学力向上推進計画【第4版】の策定について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第12号「亀山市学力向上推進計画【第4版】の策定について」であります。亀山市学力向上推進計画【第3版】の計画期間が令和5年3月31日に終了することに伴い、新たに亀山市学力向上推進計画【第4版】を策定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、参事学課長より説明します。

(資料に基づき説明)

若林委員　　これまでの推進計画と比べ、一段と締まった計画という印象を受けた。質問として、1点目、資料7ページ「かめやま授業デザインスタンダードプランの取組」について、これはどのようなものを指しているのか。また、「プチ動画を学期2回以上視聴し」とあるが、どのような動画であるのか。

2点目、資料31ページ「ICT機器の利活用」について、ICT機器を使うと勉強の役に立つというところが、今一つ効果が表れていない感を受ける。事務局としてこの部分をどのように受け止めているのか。

教支GL　　1点目については、授業において大切にしたい項目を1時間の中でポイントとして挙げたものです。それをまとめたものをもとに、子どもたちに分かる授業であったり、楽しい授業をするのにどのような心掛けを行なったらいいのか等を示したものとなります。プチ動画については、コロナ禍の中でなかなかいい授業を見る機会が減ってきており、また若い先生も増えてきている中で、指導教諭や市内で授業の核となる先生たちのポイントを3～5分程度の動画として撮らせていただき、それを市内の先生方に視聴いただき授業改善に努めていただくものです。

2点目について、資料31ページの下の部分に「・・・さらに活用し、効果を検証する必要がある」としており、委員ご指摘のとおりICTを使うことに効果があるのかという部分についてはまだまだ検証していく必要があると考えています。ただし、子どもたちの授業中のICT活用は県内においてもすすんでいます。一方、持ち帰りの部分とかを含めて活用する機会を増やすことも必要と考えています。

若林委員　　今後の授業づくりに期待したい。また、ICT活用については、使えばいいというものではないが、しかしながら使う必要もある中で、最後は一人ひとりの授業力、指導力が問われてくるため、うまく循環するようにお願いしたい。というのは、学力調査について10年以上見てきている中で、学力が一旦上がったと感じたが、やはり下降が続いているため心配している。やっていることは間違いでもないし、頑張っていることは理解できるが、成果として表れてきている実感がないため、ぜひともICT活用だけではなく、先生の授業力、底力を付けていただきたい。

教育長 プチ動画は撮ってあるのか。
教支G L 今後の予定です。
(異議はなく、議案第12号は可決される。)

教育長 議案第13号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第13号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」であります。亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和5年3月31日に満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和5年4月1日付けで亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)
(異議はなく、議案第13号は可決される。)

教育長 議案第14号「亀山市文化財保護審議会委員の委嘱について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第14号「亀山市文化財保護審議会委員の委嘱について」であります。亀山市文化財保護審議会委員の任期が令和5年3月31日に満了となるため亀山市文化財保護条例第39条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和5年4月1日付けで亀山市文化財保護審議会委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、まちGLより説明します。

(資料に基づき説明)
(異議はなく、議案第14号は可決される。)

教育長 議案第15号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第15号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」であります。亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の任期が令和5年3月31日に満了となるため、亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例第13条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和5年4月1日付けで亀山市伝統的建造

物群保存地区保存審議会委員に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、まちGLより説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第15号は可決される。)

10. 協議事項

教育長 協議事項1「令和5年度幼稚園入園式及び小中学校入学式にかかる告辞について」説明を求める。

事務局の朗読を説明いたします。

(総務GL幼稚園卒園証書授与式告辞朗読)

宮村委員 今年のみずほ台幼稚園の卒園式に出席したが、園長先生から来年度入園する子どもが3人と聞いた。告辞には「・・・やさしい先生やお友だちもたくさんいます。」とあり、たくさんの友達がいるのかと少し疑問に感じた。特に告辞の修正を求めるものではないが、今後、内容が変わることもあろうかと思う。あくまで感想である。

教育長 次に小学校の告辞について説明を求める。

(総務GL小学校卒業証書授与式告辞朗読)

吉岡委員 「明日からも元気に小学校へ来てください。」とあるが、「明日」は土曜日にあたるがいかがか。

若林委員 幼稚園と合わせて「毎日元気に小学校へ来てください。」としてはどうか。

教育長 一般的な「明日」ともとれるが。

教育部長 検討いたします。

宮村委員 「子どもたちに「生きる力」を育むことが求められています。」とあるが、この文の主語は誰なのか。

参事学課長 主語は「大人」だと考えています。学校も地域も保護者も全ての大人が1枚岩になってやっていくというような想いです。

宮村委員 私は、むしろ子どもたちが生きる力をつけていくことが必要というようにとれた。

若林委員 次の「家庭」のことが言いたいので、このような流れになるのではないか。

教育長 次に中学校の告辞について説明を求める。
(総務GL中学校卒業証書授与式告辞朗読)
(質問等特になし)

教育長 最終的に事務局で再確認を行うため、若干の変更があるかも分
からないが、検討結果について私に一任していただけるか。
委員全員 了承。

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。
(参事学課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「令和4年度学校経営の総括評価について」説明を
求める。
(参事学課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関す
る実施要領の制定について」説明を求める。
(参事学課長館長詳細説明)

教育長 小中学校は総合教育センターのサーバーに履歴が残るから、特
に文章として打ち出して保存しなくてもいいのか。

参事学課長 そのとおりです。

教育長 幼稚園はサーバーがないため、紙ベースで打ち出し、毎年ファ
イル等で保存することになるのか。

参事学課長 そのとおりです。

教育長 幼稚園の先生が研修等を行わないと管理が難しいような気もす
る。

吉岡委員 資料47ページ「7 留意事項」の中の「校長」は「園長」で
はないか。

参事学課長 「園長」に訂正します。

宮西委員 研修履歴を残すにあたり、幼稚園が紙ベースで管理を行うこと

について、今度DX推進の中でペーパーレス化が進んでいくと思われ、電子ファイルは電子化して残していくことになろうかと思う。現段階においてペーパーで残していくことに問題はないが、電子化に向けて2024年以降については、電子化を行うのか、引き続きペーパーのままか。

参事学課長 幼稚園につきましては、1人1台のパソコン端末が整備されていませんので難しい部分はありますが、極力電子化に向けて進めていきたいと思えます。

宮西委員 ペーパーで残すことに問題ないが、DX推進の観点から小中学校は電子化を行っている中で、幼稚園についても是非進めていただきたい。

教育長 どこまで進められるか分からないが、幼稚園ではパソコン端末が不足しているため、例えば手書きのものをスキャンしてデータ保存する等も考える必要があるか。

参事学課長 その内容であれば可能ですので検討いたします。

教育長 この点については、園長と相談していただきたい。

若林委員 資料45ページ「7 留意事項」に「期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合」とあるが、どのような場合か。

参事学課長 教育公務員特例法に「研修等に努められなければならない」と規定されているため、この部分から著しく逸脱して1年に1回も研修を受けていないような極端な例や、本人の課題に対して適切に研修を受ける気もない場合等を想定しています。そのような場合に職務命令として研修を受けさせる場合もあろうかと思えます。

教育長 原文は三重県のものか。

教研GL 三重県の研修推進課からある程度の雛形が届いているため、他の市町もこの内容をベースに作成していますし、この部分については原案を変更しているものではありません。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「かめやま人の称号の授与について」

(参事学課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「図書館の利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)

教育長 来場者5万人については新聞に掲載されたのか。
図書館長 フェイスブックにて案内しました。
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「令和5年4月以降の関図書館の運営について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)

若林委員 「定期的に訪問します」とあるが、どの程度の間隔か。
図書館長 関地区には2つのボランティア団体があり、その方々の活動がある時と考えています。月2回程度を想定しています。

宮西委員 その日はホームページ等で紹介していただけるのか。
図書館長 現在のところ周知は出来ていませんが、整備させていただきます。

教育長 本日の資料は、どこかに置いておくのか。
図書館長 館内に置くことに加え、分かりやすい表示の作成を現在行っています。

教育長 新図書館に置くのか。
図書館長 新図書館に加え関文化交流センターにも設置します。
若林委員 今までと同じように本の貸し出しは行うのか。
図書館長 貸出しは行いますが、貸出し簿等による管理は行わず、緩やかな管理を行います。返却棚を設け、そこに返していただく運用を考えています、

若林委員 緩やかな運用はいいが、本の紛失等は問題ないのか。
図書館長 市立図書館から除籍を行い管理外とした本の貸し出しを行うものです。

教育長 フェイスブック等で案内を行うのか。
図書館長 ホームページ等での周知をさせていただきます。
宮村委員 除籍した本を置くとのことであるが、図書館にある本が、関図書館室へ巡回していくということはないのか。

図書館長 図書ユニットを置く等の検討を今後行います。
宮村委員 そうすると、関図書館室の本は、図書館の蔵書数である17万冊以外の本ということか。

図書館長 そのとおりです。

宮村委員 今までの旧図書館と関図書館の関係もそうであったのか。

図書館長 休館している時は通常どおり貸出しや返却を行っており、新図書館開館以降は貸出しを手書きにて行っています。本の扱いとしては関図書館の本という扱いになります。

宮村委員 従来、関の方は、亀山市立図書館の本を関図書館で借りることは出来なかったのか。

図書館長 休館までは行っていました。

宮村委員 そういった意味では、サービスが少し低下することになるのか。

図書館長 この点については、今後検討することとしています。

教育長 「イベントのテーマに即した図書ユニット」とあるが、新図書館の蔵書であるのか。

図書館長 例えば関地区でイベントがあった場合に、新図書館から関図書館室へ持ち出しを行い、ご覧いただくこととしています。

教育長 蔵書を持っていくということか

図書館長 そのとおりです。

教育長 では、その本を緩やかな管理の中で借りることが可能となるのか。

図書館長 イベント時には図書館職員がいて、館内で見ていただくことを想定しています。

教育長 貸出しはしないということか。

図書館長 そのとおりです。

教育部長 読書活動拠点の考え方について、終着点として考えているのが図書館に行かずとも本が読めるということで、例えばコミュニティセンターや関図書館室といった所へお越しただければ図書館の本が読める、またリクエストした本が近くの拠点に届くといった部分が最終ゴールだと思っています。この運用については、これをどなたが担うのかといった部分で地域の全面協力をいただかないとできない部分もあるため、今の時点では様々な方法を模索しながらということになるかと思えます。従いまして、まずはスタートとして、イベント時に本を持ち出して「今日のテーマに沿った本はこのようなものがあります」といった紹介をさせていただくこととなります。このような事を繰り返すことによって、また皆様の声も聞きながら積み上げを行い、制度設計を行いたいと

考えています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「亀山市ネコギギ保護指導委員会委員の委嘱について」

(まちGL詳細説明)

教育長 この委員は、誰が委嘱を行うのか。

まちGL 教育委員会です。

教育長 確認であるが、これは何故報告事項なのか。

教育部長 条例や規則等を根拠とした委員については議決をいただいています。一方、要綱を根拠としたものは教育長権限として報告とさせていただきます。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」

(まちGL詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項9「教育委員会行事及び予定について」

(総務課長、参事学課長、参事生課長、図書館長詳細説明)

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

報告事項10「後援事業について」資料確認。

12. その他

参事学課長 (市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について)

総務課長 (令和5年度入学(園)式予定表について)

(教育委員会定例会の日程変更について)

図書館長 (図書館だよりについて)

13. 閉会

午後3時10分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員